

2.4 地域振興

■連携・交流に向けた基盤づくり

1990年代半ば、地域振興施策に関する基本的な方向性を示す2つの文書が公表された。まず、1995年には科学技術会議が「**地域における科学技術活動の活性化に関する基本指針について**」に対する答申（諮問第22号に対する答申）を策定した。また、1996年に閣議決定された「**第1期科学技術基本計画**」では、地域の科学技術活動の活性化を図るため、施設等の基盤整備、産学連携・交流の促進、コーディネート活動の強化等を推進する方針が明示された。

こうした地域の科学技術活動の推進に向けた気運の高まりから、地域の拠点へのコーディネーターの派遣、拠点活動の支援の実施や地域の研究セクターの結集など、産学官の共同研究体制の構築に向けた施策が講じられた。これらは「**第2期科学技術基本計画**」で打ち出されたクラスター政策の足がかりとなっている。

■クラスター・ネットワーク形成

地域における科学技術振興に関する大型の政策として、2000年初頭に打ち出された「**クラスター形成**」がある¹¹⁰。「**第2期科学技術基本計画**」から開始された本政策の背景には、文部科学省が2001年に策定した「**大学を起点とする日本経済活性化のための構造改革プラン**」の方針において都市・地域の再生が明言されたことがある。その結果、国主導のクラスター政策のもと、各地域でそれぞれの特色に応じたクラスターが形成された。クラスター形成を目的とした国の事業としては、文部科学省の「**知的クラスター創成事業**¹¹¹」（2002年～09年）（「**都市エリア産学官連携促進事業**¹¹²」（2002年～09年）を含める）と、経済産業省の「**産業クラスター計画**¹¹³」（2001年～09年）が代表的なものである。この両者の間では、知的クラスターから生み出される研究成果を、産業クラスターで実用化・事業化するといった連携が進められた。

しかし、「**第3期科学技術基本計画**」中の2009年、内閣府に設置された行政刷新会議の「**事業仕分け**¹¹⁴」により、この二つの事業は『必要性を認めていないわけではないが、国としてやる必要がないのではないか』という廃止判定¹¹⁵を受けた。この判定を受けて、これらの事業は「**地域イノベーションクラスタープログラム（イノベーションシステム整備事業）**」（2010

¹¹⁰ 「クラスター」とは、マイケル・ポーターの「競争戦略論」（1998年）によれば、「ある特定分野に属し、相互に関連する企業と機関からなる地理的に近接した集団」としている。国際競争力のある企業はこうしたクラスターの中に立地しているものが多いとしている。

¹¹¹ 地域の大学を知的創造の拠点としてベンチャー企業による技術革新のための集積をめざした。1地域あたり約5億円/年、5年間の補助。2002年時点（第Ⅰ期）では18地域（内3か所は試行地域）、2009年時点（第Ⅱ期）では9地域、グローバル拠点4地域で実施した。

¹¹² ある程度の産学官連携事業実績をもつ地域において、分野特化を前提に共同研究を促進する。1地域あたり約1億円/年、3年間助成。知的クラスターより小規模な連携を想定していた。毎年度10地域程度を採択し、最終的には59地域を支援した。

¹¹³ 地域に集積する中堅・中小企業、大学の研究者が活発に交流し、水平の連携関係を構築することをめざしている。2001年から5年単位で第1期（立ち上げ期）、第2期（成長期）、第3期（自律的発展期）と発展させていく長期の目標レンジを持つ。

¹¹⁴ 行政刷新会議の作業部会によって、2009年11月、2010年4月・5月、2010年11月の3回実施された。省庁及び独立行政法人等が予定している事業について、事業目的の妥当性、必要性、手段の有効性、効率性、優先度等を検討し、廃止を含む見直しや予算削減を判定した。

¹¹⁵ 文部科学省科学技術・学術審議会技術・研究基盤部会第5期第2回資料1-2「行政刷新会議WG『事業仕分け』の結果の概要」（2009年11月26日）

年)として再構築され、2013年度までに段階的に終了することとなった。また、経済産業省の事業である「産業クラスター計画」についても、事業仕分けを受け、2010年以降は直接的な支援を終了した。

■円滑な展開を図るための支援

第2、第3期の科学技術基本計画期間中には、地域施策の柱の一つとして地域における科学技術施策の円滑な展開を図るための支援が実施された。その具体的な内容は、上記のクラスター形成の中核的拠点の整備とコーディネート活動である。2001年、JSTは研究開発ポテンシャルの高い地域に「研究成果活用プラザ」を設置し、これを活用した「地域イノベーション創出総合支援事業」(2005年～13年)に着手した¹¹⁶。このプラザは、研究成果から事業化をスムーズに繋げるための研究支援を実施してきたが、2009年の「事業仕分け」によって廃止された(2011年度終了)¹¹⁷。

■総合的な地域イノベーション支援

上述したように、2009年の「事業仕分け」を受け、国主導で進めた地域振興施策であるクラスター事業は終了したが、2011年から、これまでのクラスター形成活動を素地としつつ、地域イノベーション創出に向けた支援を関係府省が行うこととなった。すなわち、文部科学省、経済産業省、農林水産省及び総務省が共同で「地域イノベーション戦略推進地域」(2011年～)を選定し、これらに対して研究段階から事業化に至るまで連続的な支援を展開するため、各省ごとに支援を実施している。具体的な支援メニューとして、文部科学省では「地域イノベーション戦略支援プログラム」(2011年～18年)を新設した。また、経済産業省は、これらの地域に対し、新たに地域のリソースを活用・結集させた支援「新産業集積創出基盤構築支援事業」(2014年)を実施している。この事業は産業クラスター計画関係者も活用できるものとした。

■イノベーションシステムの構築

「第5期科学技術基本計画」では、『地域に自律的・持続的なイノベーションシステムが構築されることが重要である』とし、その上で、国は地域と協働し、地域の特性を生かしたイノベーションシステムの駆動に向けて、地域内外の資源や専門家の間を適切につないでいく人材の育成や地域への定着に注力することとしている¹¹⁸。

これに対する文科省の具体的な取組として、『地域科学技術振興施策は、イノベーション実現のためのきっかけ・仕組みづくりの量的拡大のフェーズから、具体的に地域の技術シーズ等を生かし、地域からグローバル展開を前提とした社会的なインパクトの大きい事業化の成功モデルを創出するフェーズへと転換が求められている¹¹⁹』との認識に基づき、「地域イノ

¹¹⁶ 「研究成果活用プラザ」は「ハイテクプラザ」とも呼ばれ、2001年から全国8ヶ所に設置された。プラザから遠い地域のために、さらに2005年から「サテライト」8ヶ所が増設された。2007年からそれぞれJSTイノベーションプラザ、JSTイノベーションサテライトに改名した。

¹¹⁷ シーズ発掘試験、研究開発資源活用型、地域ニーズ即応型、地域卓越研究者戦略的結集プログラムは2009年度採択分をもって公募を終了。育成研究は2009年度採択を中止。事業全体は2010年4月に研究成果最適展開支援事業(A-STEP)に事業を再構築した上で2011年度に終了。(「JST地域事業15年史」による)

¹¹⁸ 同基本計画の中において、これまでの取り組みについて『地域内に閉じがちで域外の資源の活用には限界があった、全国一律で施策が展開されたことにより十分に地域性を引き出すに至らなかった、持続的に地域に根付かせる取組に欠けていた等の状況にある。』と振り返っている。

¹¹⁹ 文部科学省地域イノベーション・エコシステム形成プログラム公募説明会説明資料(2016年3月22日)

ベーション・エコシステム形成プログラム」(2016年～)を実施し、地域の成長に貢献しようとする地域大学等に事業プロデュースチームの創設を進めている。また、JSTでは、「世界に誇る地域発研究開発・実証拠点(リサーチコンプレックス)推進プログラム」(2015年～)により、地域の将来ビジョンに基づき、国内外の異分野融合による最先端の研究開発、成果の事業化、人材育成の一体的かつ統合的な展開に向けて、地方自治体、大学・研究機関、企業が結集して拠点を形成することを支援している。

一方で、2014年、内閣に「まち・ひと・しごと創生本部」が置かれ、同年「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定された。この戦略は、地域経済・雇用対策や少子化・人材対策に関して、2015年から2019年の政策目標や施策が示されており、その中で、地方大学等の活性化が明記されている。そして、2018年には、「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律」が制定され、地域の大学振興・若者雇用創出を目指す「地方大学・地域産業創生事業¹²⁰⁾(前出)」が開始され、2018年度は富山県等7団体が交付対象として選定された。このような促進施策を進める一方で、東京23区内の大学定員を原則として10年間抑制することが政令¹²¹⁾で規定された。

また新しい動きとして、国連が提唱する「持続可能な開発目標(SDGs)¹²²⁾」を日本国内の地方創生と結びつける議論が、行政、NGO・NPO、民間セクター等をまじえて2016年から始まった。その結果、2018年には日本の「SDGsモデル」を構築していくことを狙いとして、「SDGs未来都市」の募集が始まった。その中から北海道下川町、神奈川県、北九州市はじめ29自治体を選出され、その中で特に先導的な10自治体が自治体SDGsモデル事業として選定された。これは全世界にとっての検討課題であるSDGsのテーマを、地域振興という日本国内の課題の中に当てはめ、より身近で地域のニーズに沿った課題解決をめざすものといえる¹²³⁾。

¹²⁰⁾ 正式には「地方大学・地域産業創生交付金制度」。2018年度地方大学・地域産業創生交付金の交付対象事業として選定された7つの団体名と分野は次の通り。富山県(製薬)、岐阜県(航空宇宙)、島根県(鉄鋼)、広島県(輸送用機械器具)、徳島県(光関連産業)、高知県(農業)、北九州市(産業用ロボット)。(→2.2 人材育成の章を参照)

¹²¹⁾ 「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律第五条第三項の特定地域を定める政令」(2018年6月1日施行)

¹²²⁾ 2015年、国連は先進国と開発途上国が共に取り組むべき17の開発目標(あらゆる場所のあらゆる形態の貧困の撲滅など)からなるSDGs(Sustainable Development Goals)を採択した。これを受けて、日本でも「持続可能な開発目標(SDGs)推進本部」が設置された。(「10.科学技術と社会」を参照)

¹²³⁾ たとえば北海道下川町は林業の川上から川下までのシームレス産業化、中心市街地最適居住空間計画、森林バイオマス利用拡大による脱炭素社会構築などの事業について、SDGsパートナーシップセンターを構築し、経済・社会・環境の各側面における相乗効果を発揮しながら推進する。

西暦 (和暦)	戦略・政策		施策等(地域振興)	
	科学技術政策	関連政策	名称	概要
1993年 (平成5年) 以前	①1959年(S34年):科学技術会議 設置 ②1992年(H4年):科学技術政策大綱の改正(閣議決定)			
1994年 (平成6年)				
1995年 (平成7年)	科学技術基本法		諮問第22号「地域における科学技術活動の活性化について、政府の関連施策の充実及び地方公共団体をはじめ、各界の活発な取組を促すための基本的な考え方や具体的な方策を提示	地域における科学技術活動の活性化について、政府の関連施策の充実及び地方公共団体をはじめ、各界の活発な取組を促すための基本的な考え方や具体的な方策を提示
1996年 (平成8年)	第1期科学技術基本計画(H8～12年度)	●科学技術振興事業団 設立		
1997年 (平成9年)				
1998年 (平成10年)		大学等技術移転促進法(TLO制度)		
		中央省庁等改革基本法		
1999年 (平成11年)		ものづくり基盤技術振興基本法(通産省)		
		産業活力再生特別措置法(日本版バイ・ドール条項)		
2000年 (平成12年)		産業技術力強化法(通産省)		
		ものづくり基盤技術基本計画(通産省)		
		行政改革大綱(閣議決定)		
2001年 (平成13年)	●科学技術政策担当大臣 設置	●経済産業研究所(RIETI) 設立	大学を起点とする日本経済活性化のための構造改革プラン(文科省)	世界最高水準の大学作り、人材大国の創造、都市・地域再生の観点から、今後の改革の方向性及び具体的なプランを提示
	●総合科学技術会議 設置	●産業技術総合研究所(AIST) 設立		
	●文部科学省 設置			
	第2期科学技術基本計画(H13～17年度)			

国立研究開発法人科学技術振興機構 研究開発戦略センター

西暦 (和暦)	戦略・政策		施策等(地域振興)	
	科学技術政策	関連政策	名称	概要
2002年 (平成14年)		知的財産基本法(内閣官房)		
2003年 (平成15年)		●研究開発戦略センター設立(科学技術振興機構) ●学術システム研究センター設立(日本学術振興会)	●地域再生本部	地域経済の活性化と地域雇用の創造を推進のため、内閣官房に設置。
		地方独立行政法人法	地域再生推進のための基本指針	地域再生に関する基本的な考え方、地域再生の取組の方針、今後のスケジュール等について、定めた。
		●科学技術振興機構(JST)、新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)、日本学術振興会(JSPS)、理化学研究所など独立行政法人化		
		国立大学法人法(文科省)		
2004年 (平成16年)	●国立大学・大学共同利用機関の法人化			
	日本学術会議法 一部改正(2005年施行)			
2005年 (平成17年)		地域再生法	●地域再生本部(新) 設置	地域再生法(2005年4月1日公布・施行)により、地域再生に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、内閣に設置。旧本部(2003年10月24日閣議決定)を廃止し、新本部に引き継いだ。
2006年 (平成18年)	第3期科学技術基本計画(H18～22年度)	新経済成長戦略(経産省)	地域の知の拠点再生プログラム(地域再生本部)	大学と連携した地域の自主的な取組に対する支援措置や環境整備を提示
		教育基本法改正(文科省)		
2007年 (平成19年)	長期戦略指針「イノベーション25」(閣議決定)	経済財政改革の基本方針2007(閣議決定)		
2008年 (平成20年)	革新的技術戦略(CSTP)	第1期教育振興基本計画(閣議決定)		
	研究開発力強化法(文科省)	新経済成長戦略のフォローアップ(経産省)		

制度・事業(地域振興)		
名称	概要	担当省庁等
<u>知的クラスター創成事業</u> →第II期と合わせてH21終了、H22統合 ■	地域のイニシアティブの下で、地域において独自の研究開発テーマとポテンシャルを有する大学をはじめとした公的研究機関等を核とし、地域内外から企業等も参画して、イノベーションを連鎖的に創出する集積の形成が起こるシステムの構築をめざす。第1期(H14～H18)、第2期(H19～H21)。→H25年終了、H22に「地域イノベーションクラスタープログラム」に統合 ■	文科省 (科政局)
都市エリア産学官連携促進事業 →H22統合 ■	ある程度の産学官連携事業実績をもつ地域において、分野特化を前提に共同研究を促進する。→H22に「地域イノベーションクラスタープログラム」に統合 ■	文科省
地域情報通信技術振興型研究開発(H19年改名: 地域ICT振興型研究開発)	地域に密着した大学や、地域の中小・中堅企業等に所属する研究者が提案する研究開発課題に対して、研究開発を委託(戦略的情報通信研究開発推進事業(SCOPE)の一部)	総務省
<u>地域イノベーション創出総合支援事業</u> →H21募集終了 ■	JSTイノベーションプラザ及びサテライトを拠点に、自治体、経済産業局、JSTの技術移転事業等との連携を図り、シームレスな研究開発支援と地域に密着したコーディネート活動を支援(H25年度までに段階的に終了)	JST
産学官連携活動高度化促進事業	「産学官連携支援事業」(2002より)の後継事業。地域貢献型の産学官連携を推進するための「地域の知の拠点再生担当コーディネーター」を配置する。	文科省
<u>知的クラスター創成事業(第II期)</u> →H21終了 ■	地域のイニシアティブの下で、地域において独自の研究開発テーマとポテンシャルを有する大学をはじめとした公的研究機関等を核とし、地域内外から企業等も参画して、イノベーションを連鎖的に創出する集積の形成が起こるシステムの構築をめざす。第1期(H14～H18)、第2期(H19～H21)。→H25年終了、H22に「地域イノベーションクラスタープログラム」に統合 ■	文科省
<u>世界トップレベル研究拠点プログラム(WPI)</u>	第3期科学技術基本計画、イノベーション25等を踏まえ、大学等への集中的な支援により、システム改革の導入等の自主的な取組を促し、優れた研究環境と高い研究水準を誇る「目に見える研究拠点」の形成を支援。1拠点当たり年間13～14億円程度の支援を10年間(特に優れた拠点については15年間)行う。[H29時点で9拠点を支援中]	文科省 (科政局)
<u>地域イノベーション協創プログラム</u> →H24募集終了 ■	地域イノベーション創出研究開発事業(地域のリソースを最適に組み合わせた研究体による実用化技術の研究開発を実施:H22終了)、地域イノベーション創出共同体形成事業(研究機関の相互連携、企業への技術支援、評価手法の充実等成H21終了)、創造的産学連携体制整備事業(TLO等への専門人材の配置等による産学連携体制の強化:H24終了)、大学発事業創出実用化研究開発事業(大学の技術シーズと民間企業の研究開発資源を組み合わせる実施する研究開発の支援:H21終了)	経産省

西暦 (和暦)	戦略・政策		施策等(地域振興)	
	科学技術政策	関連政策	名称	概要
2009年 (平成21年)	●行政刷新会議 設置(閣議決定)		科学技術による地域活性化戦略(CSTP)	地域科学技術施策全体を俯瞰しながら、地域イノベーションの創出を強力に推進するための、国としての総合的、戦略的な対応を提示
2010年 (平成22年)	科学・技術重要施策アクション・プラン(毎年策定)(CSTP)	新成長戦略(閣議決定)		
2011年 (平成23年)	第4期科学技術基本計画(H23～27年度)			
2012年 (平成24年)	大学改革実行プラン(文科省)	●行政刷新会議 廃止(閣議決定)		
2013年 (平成25年)	科学技術イノベーション総合戦略(毎年決定)(CSTP)	第2期教育振興基本計画(閣議決定)		
	国立大学改革プラン(文科省)	日本再興戦略(閣議決定) 毎年改訂		
	研究開発力強化法の一部改正	産業競争力強化法(経産省)		
		独立行政法人改革等に関する基本的な方針(閣議決定)		
2014年 (平成26年)	●総合科学技術・イノベーション会議 設置(総合科学技術会議から改組)	●技術戦略研究センター 設立(新エネルギー・産業技術総合開発機構)		
	科学技術イノベーション総合戦略2014「独立行政法人通則法」改正(総務省)			
	国立大学法人法の一部改正	日本再興戦略2014(閣議決定)		
	●まち・ひと・しごと創生本部 設置			
	まち・ひと・しごと創生総合戦略(閣議決定)			

制度・事業(地域振興)		
名称	概要	担当省庁等
地域卓越研究者戦略的結集プログラム(J-RISE) →H21募集終了■	地域として企業化の必要性の高い分野の個別的研究開発課題を集中的に取り扱う産学官の共同研究開発を実施[2件採択]。	JST
地域産学官共同研究拠点整備事業 →H21募集終了■	地域の特色を活かした産学官共同研究を推進するため、研究設備を有する地域産学官共同研究拠点を整備。H21に40件採択。	JST
知的クラスター創成事業(グローバル拠点育成型)	「都市エリア産学官連携促進事業」が終了した地域の中で、我が国の成長センターと成りえる地域に対して国際的なネットワーク形成活動や共同研究等に対する支援を行う。	文科省
地域イノベーションクラスタープログラム(イノベーションシステム整備事業) →H22募集終了■	地域と大学等との組織的な連携を強化し、一層の地域の自立化を促進するため、「知的クラスター創成事業」と「都市エリア産学官連携促進事業」、大学における産学官連携の体制整備を行う「産学官連携戦略展開事業」を一本化(H25年度までに段階的に終了)(H23年、地域イノベーション戦略支援プログラムへ継承)	文科省
中小企業等の次世代の先端技術人材の育成・雇用支援事業 →H22募集終了■	地域の大学・公的研究機関・民間企業・自治体等が連携して、次世代産業の担い手となる先端技術人材を雇用し育成する取組について支援。H22に民間企業4、公益法人2、大学7を採択。	経産省
最先端・次世代研究開発支援プログラム(NEXT) →H25事業終了■	若手研究者、女性研究者又は地域の研究機関等で活動する研究者に対する研究支援制度。特にグリーン、ライフの研究を重視。→計329課題を採択、都道府県ごとに最低1件を採択、女性採択率25%。	CSTP
地域イノベーション戦略推進地域の選定	地域のイノベーション戦略を策定して地域イノベーション戦略推進地域を選定。これらに対して、関係府省の施策を総動員して、大学における基礎研究から企業における事業化まで支援し、地域イノベーション戦略の実現を図る。	文科省/経産省/農水省/総務省
地域イノベーション戦略支援プログラム	地域の強みや特性を活かしながら、研究段階から事業化に至るまで、産学官等の参画機関が連携して持続的・発展的なイノベーションの創出に取り組む地域を支援。	文科省
地域資源等を活用した産学連携による国際科学イノベーション拠点整備事業 →H25募集終了■	大学等と企業が一体となって革新的イノベーションを生み出すために、産学共同で利用する高度機器等を整備する事業(産学共同利用機器整備)や、拠点施設を整備する事業(産学共同利用施設整備)を支援[10拠点]	文科省
地方産業競争力協議会 →H26以降の開催はなし■	日本再興戦略を受け、地域独自の創意を活かし主体的に地域の産業競争力強化や経済再生等に取り組む、適時適切に国の政策決定プロセスに反映していくための国と地方が一体となった体制を構築するために設置	経産省
地(知)の拠点整備事業(大学COC事業) →H26終了■	課題解決に資する様々な人材や情報・技術が集まる、地域コミュニティの中核的存在としての大学の機能強化を図り、地域社会と連携し教育・研究・社会貢献を進める大学等を支援 →H27年度よりCOC+事業へ移行(～H31)	文科省(高等局)
新産業集積創出基盤構築支援事業	地域の中核企業を中心とした産官学のネットワーク形成活動や、市場ニーズと技術シーズのマッチング等を支援	経産省
地域オープンイノベーション促進事業 →H26募集終了■	各地方産業競争力協議会で特定される戦略分野に沿って、地方公設試験所や大学等に設備を導入し、中小企業の研究開発等の拠点となる支援プラットフォームの形成を支援(H26補正予算による公募は平成26年度に実施、H27実行)	経産省
知の集積による産学連携推進事業 →他事業と統合■	農林水産・食品分野と様々な分野との連携により、革新的な研究成果を生み出し、これらをスピード感を持って商品化・事業化に導く、新たな産学連携研究の仕組み(「知」の集積と活用)による研究開発に取り組む。→H30より「知の集積と活用によるイノベーション創出推進事業」へ統合	農水省

西暦 (和暦)	戦略・政策		施策等(地域振興)	
	科学技術政策	関連政策	名称	概要
2015年 (平成27年)	理工系人材育成戦略(文科省)	●国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED) 設立		
	科学技術イノベーション総合戦略2015	国立研究開発法人制度		
		日本再興戦略2015(閣議決定)		
		●外務省参与(外務大臣科学技術顧問)の任命 ●科学技術外交推進会議 設置(外務省)		
		第4次男女共同参画基本計画(閣議決定)		
2016年 (平成28年)	第5期科学技術基本計画(H28～31年度)	第4次国立大学法人等施設整備5か年計画(H28～32年度)		
	国立大学法人法の一部改正	日本再興戦略2016(閣議決定)		
	科学技術イノベーション総合戦略2016	●未来投資会議 設置(日本経済再生本部)		
	●特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法(→理化学研、産総研、物質・材料研究機構を指定)			
2017年 (平成29年)	科学技術イノベーション総合戦略2017	未来投資戦略2017(閣議決定) 毎年改訂		
	●指定国立大学法人 指定(東北大、東大、京大)	まち・ひと・しごと創生総合戦略2017(閣議決定)		
2018年 (平成30年)	●指定国立大学法人 追加指定(東工大、名大)	未来投資戦略2018(閣議決定)		
	統合イノベーション戦略 策定(閣議決定)			
	●統合イノベーション戦略推進会議 設置(内閣府)			
	●指定国立大学法人 追加指定(阪大)			

説明 ●: 推進体制に関する事項、CSTP: 総合科学技術会議

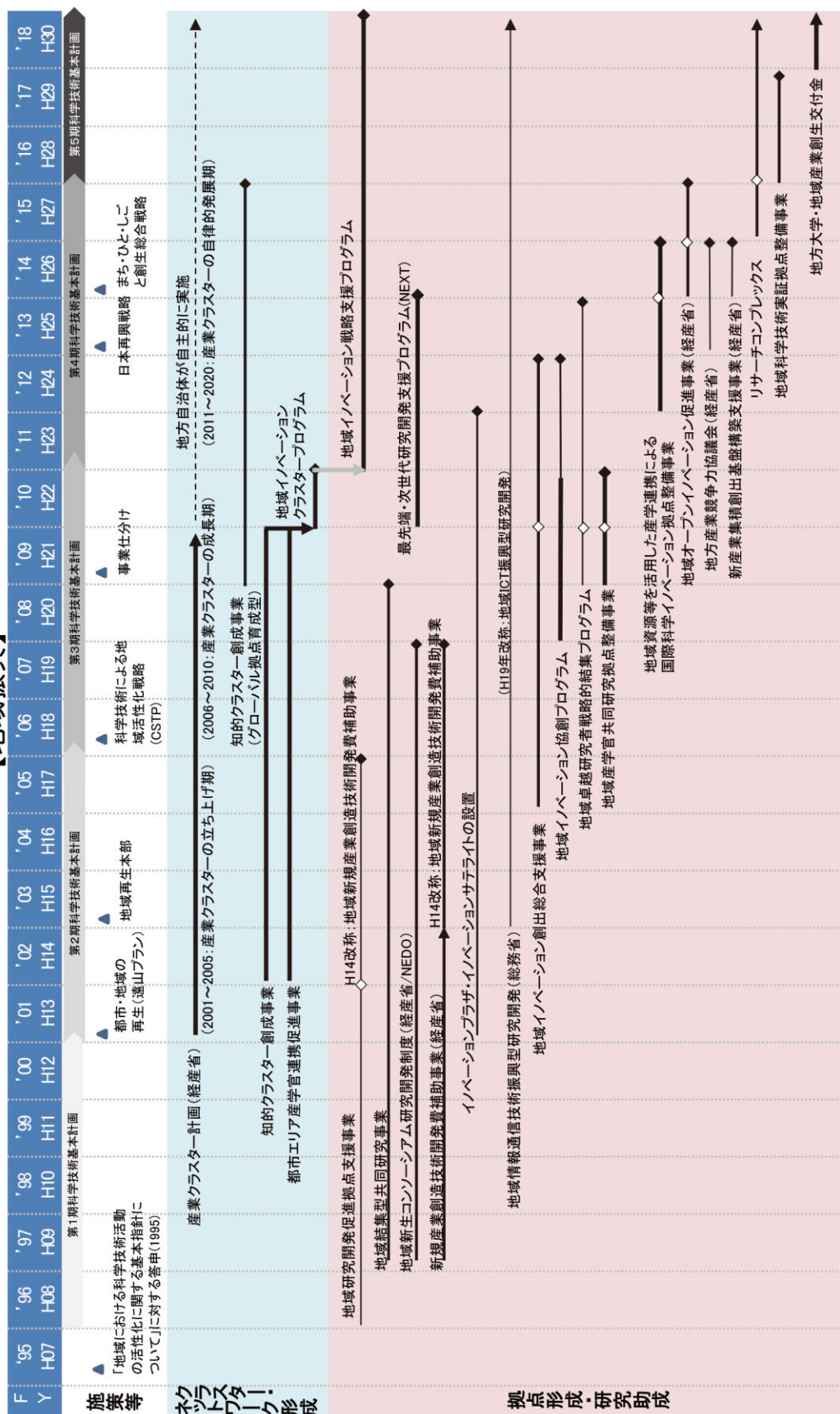
青: クラスター・ネットワーク形成等
赤: 拠点形成等(施設、人材の整備)・研究助成

制度・事業(地域振興)		
名称	概要	担当省庁等
地(知)の拠点大学による地方創生推進事業(COC+) → H27募集終了 ■(事業はH31まで)	地域における複数の大学が、地域活性化政策を担う地方公共団体、企業、NPO等と協働し、地域における学卒者の地元就職率の向上や雇用創出を推進する取組を支援する。「(地)知」の拠点整備事業(大学COC事業)」(H25～H26年度)の後継) →「地方大学・地域産業創生事業」(H30～)へ引継ぎ	文科省 (高等局)
世界に誇る地域発研究開発・実証拠点(リサーチコンプレックス)推進プログラム →H27募集終了(H31事業終了) ■	地域において集積している研究機関、企業、大学などがそれぞれの活動を融合させ、異分野融合による最先端の研究開発、成果の事業化、人材育成を一体的・統合的に展開するための複合型イノベーション推進基盤の構築を支援(2件(H26)、1件(H27年度))	JST
地域イノベーション・エコシステム形成プログラム	地域の成長に資する事業化プロジェクトを推進し、地域大学等の技術シーズの事業化の実現を目指す	文科省 (科政局)
地域科学技術実証拠点整備事業 →H29終了 ■	大学や公設試などの公的研究機関等を拠点とした、実用化研究を行うための施設・設備の整備等を22件(H28)実施	文科省 (科政局)
専修学校による地域産業中核の人材養成事業	実践的な職業教育を行う専修学校の人材養成機能を充実・強化し、地域産業の発展を支える中核的な人材養成機関としての専修学校の役割の充実を図る。	文科省 (生涯局)
地方創生インターンシップ事業	東京圏在住の地方出身学生等の地方還流や、地方在住学生の地方定着を促進することを目的として、シンポジウムの開催、ポータルサイトの拡充、地方公共団体と首都圏の大学間の連携支援等のモデル事例の形成等を実施する。	内閣官房
地方と東京圏の大学生対流促進事業	地方圏と東京圏の複数の大学が学生の対流等を目的として、単位互換制度、東京圏の学生が地方の魅力を体験できる交流プログラム(例:自然環境を生かしたフィールドワーク、地域産業の魅力発信のためのプロジェクト、地域の課題解決を目指すワークショップ等)を盛り込む。	内閣府
地方大学・地域産業創生交付金の創設	国が策定する産業振興・専門人材育成等に関する基本方針を踏まえ、首長主宰のコンソーシアム(地方公共団体、地方大学、産業界等で構成)を構築し、地域の産業振興・専門人材育成の計画を策定。東京の大学の定員抑制等とセットで講ずることにより、地方創生に資する大学改革を促進し、東京一極集中の是正を目指す。(内閣府、文科省) 首長主宰の産官学連携推進体制(地方公共団体、地方大学、産業界等で構成)において、地域の専門人材育成・産業振興計画を策定し、優れた事業として認定を受けたものについて、新たな交付金により支援する。	内閣府・文科省
SDGs未来都市、自治体SDGsモデル 選定	自治体によるSDGsの達成に向けた取組を公募し、「SDGs未来都市」として選定し、強力に支援する。その中で先導的な取組を「自治体SDGsモデル事業」として10程度選定し、資金的に支援する。	内閣府

太斜字・下線:単年度予算が50億円以上の事業、太字:単年度予算が10～50億円の事業、事業終了年度:新規募集の最終年度

■:募集終了/事業終了/改称/統合等

【地域振興】



◆: 終了 →: 継続中 ◇: 募集終了

—: 単年度予算が50億円以上 —: 単年度予算が50~10億円 —: 単年度予算が10億円以下

2.5 知的財産・標準化

■知的財産に関する枠組み

1980年代のアメリカのプロパテント政策の動きを受けて、世界的に知的財産権に関する国際的枠組みの整備が重要課題として認識され、1995年には世界貿易機関（WTO）の設立と同時に「**TRIPS 協定**¹²⁴」が結ばれた。我が国では、1996年に策定された「**第1期科学技術基本計画**」において知的財産権の保護強化とその国際的調和の推進等の必要性が指摘され、1998年に「**大学等技術移転促進法（TLO法）**¹²⁵」、1999年に「**産業活力再生特別措置法（日本版バイ・ドール条項）**¹²⁶」が制定された¹²⁷。具体的な取組は、流通アドバイザーによる特許を活用した技術移転支援事業やTLOの新設、パソコンによる特許の電子出願の導入などである。しかし、知的財産政策の強化に向けた動きが本格化するのには21世紀に入ってからである。

■知的財産に関する体制整備

2002年、知的財産政策の強化に向け、内閣総理大臣や関係閣僚、有識者からなる「**知的財産戦略会議**」が内閣官房に設置され、知的財産政策の基本となる「**知的財産戦略大綱**」が策定された。同大綱に知的財産に関わる制度等の改革を集中的・計画的に実施することが明記されたことを受けて、同年に「**知的財産基本法**」が制定され、翌2003年に内閣官房に「**知的財産戦略本部**」が設置された。同本部は、知的財産の創造・保護・活用及びそれらに関連する人材育成を促進するための「**知的財産推進計画**」を2003年から毎年公表している¹²⁸。

また、「**特許法**」の改正により、2001年10月から特許の審査請求期間がこれまでの7年以内から3年以内に短縮された。審査請求期間の短縮により、発明の事業的な価値判断を行う前に審査請求が必要になる場合が多くなり、審査請求件数が大幅に増加することが予想されたため、特許庁では「**任期付審査官**」（2004年～）の大量採用による特許審査期間の短縮や「**インターネットによる出願**」（2005年～）による手続きの簡便化等に取り組んだ。

経済のグローバル化や、イノベーションのオープン化が進展する中であって、日本企業が世界中でビジネスを円滑に行うことができるよう、国際的な知財インフラを順次整備していく重要性が高まってきた。このため、特許庁は、最初に特許可能と判断された出願に基づい

¹²⁴ Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights. 「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」

¹²⁵ 正式には「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律」。大学の技術や研究成果を民間企業へ移転するための仲介役となる承認TLO（経産省及び文科省承認）の活動を支援するもの。

¹²⁶ 産業・企業の前向きな取組を支援するため措置された制度であり、国の認定により、税制、金融、会社法の特例等のメリットを受けられる。この中に、国の委託研究によって生じた特許権等を受託者に帰属させる規定が盛り込まれた。2009年に改正され、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に名称変更。その後、2014年「産業競争力強化法」施行に伴い、廃止。日本版バイ・ドール規定は「産業競争力強化法」第19条に移管され、恒久化された。

¹²⁷ 1990年台以前には、一般的に共同研究の成果である特許は国有となり、通常、実施権を申請すれば誰にでも使用許諾していたため、特許を実施するインセンティブはほとんど働かなかった。このため特許権を研究者（教員）個人に帰属させて一任していた。しかし特許の出願・維持費用が個人負担になる点、活用先の発掘が現実には困難な点等の問題があった。「TLO法」、「日本版バイ・ドール法」によって、研究機関に権利が帰属して、知財活動ができるようになり、さらに2000年以降の大学、公的研究機関の独立法人化を契機として、機関自らが知財管理によって独自収入を増やそうとする動きが活発になった。今や研究者個人よりも、研究機関が権利を保有するほうが知財活用上の利点が多いとされる。

¹²⁸ 2003年の知的財産推進計画では、研究者への多様なインセンティブ付与、TLOや日本版バイ・ドール制度の活用等が盛り込まれた。さらに知的財産高等裁判所の創設も計画され、2005年に実現した。

て、他国において早期に審査が受けられる制度である「特許審査ハイウェイ（PPH）¹²⁹」を35か国・地域との間で実施している（2017年3月時点）。

2002年に総合科学技術会議に設置された「知的財産戦略専門調査会」は特に科学技術政策の観点から知的財産戦略を公表し、主に大学等の知的財産環境の整備等について提言してきた。このような戦略に基づき、大学における知的財産本部の整備を推進する「大学知的財産本部整備事業」（2003年～07年）や、大学等の知的財産の権利化を支援する「技術移転支援センター事業」等が開始された。これらの取組もあり、2004年以降、大学における特許出願件数は急増¹³⁰した。しかし一方では、大学等の特許利用率の低さ¹³¹や大学外部機関であるTLOと大学知的財産本部との連携の必要性などが指摘されている。

知的財産権の取得だけでなく、国の研究開発の成果を最大限事業化に結び付けるため、経済産業省の「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン」（2015年）等により、国の委託による研究開発プロジェクトごとに適切な知的財産マネジメントをおこなって、大学における知的財産の活用を促進する、あるいは大学、国立研究開発法人等が連携する研究計画の作成支援を行ったりするため、知的財産マネジメントの専門家を、大学や研究開発コンソーシアム等へ派遣している。

またJSTを通じ、優れた研究成果の発掘、特許化の支援から、企業化開発に至るまでの一貫した取組を進めている¹³²。

一方で、国内機関と外国機関とのやり取りが増えるにつれ、技術情報流出の防止強化のため、大学・公的研究機関等に外国為替及び外国貿易法の遵守徹底など、安全保障貿易管理の取組を促進した¹³³。

■国際標準化を含めた知的財産戦略の推進

国際標準化に係る政策については、1995年に発効したWTOの「TBT協定（貿易の技術的障壁に関する協定）」¹³⁴の導入が大きな影響を及ぼしている。この協定により、国際市場に製品を出す場合、国際規格（ISO規格、IEC規格等）を基礎とすることが義務付けられた。これを背景として、「第3期科学技術基本計画」では、大学等の知的財産体制の整備とともに、質の高い基本特許取得・特許の活用と標準化への対応が明記された。また、知的財産戦略本部も「国際標準総合戦略」（2006年）を策定し、国際標準化への対応の強化を行った。

さらに、従来は知的財産政策と標準化政策とが別個のものとして捉えられてきたが、近年では科学技術イノベーション推進の観点からも知的財産戦略と国際標準化を一体的に進めることの重要性が認識¹³⁵されている。このため政府は、研究開発の段階から知的財産や標準化を視野に入れた活動の強化を図っている。

2013年に知的財産戦略本部は「知的財産戦略ビジョン」を発表し、新興国の台頭やビジネ

¹²⁹ Patent Prosecution Highway. 日米間で2006年7月から試行を開始し、2008年から本格実施に入った。

¹³⁰ 科学技術政策研究所「国立大学の特許出願の特徴に関する調査研究」（2010年9月）

¹³¹ 知的財産戦略本部「知的財産推進計画2014」（2014年7月）

¹³² JST「知財活用支援事業」では、大学等の研究成果の権利化支援、人的サポート、パッケージ化、企業へのライセンス、産学マッチング機会の提供及び技術移転人材の育成等を実施している。

¹³³ 2.9 国際活動を参照。

¹³⁴ WTO/TBT協定（貿易の技術的障壁に関する協定）第2条4項および付属書3（抜粋）加盟国は、強制/任意規格を必要とする場合において、関連する国際規格が存在するとき又はその仕上がりが見込めるときは、当該国際規格又はその関連部分を強制/任意規格の基礎として用いる。（略）

¹³⁵ 国際標準化戦略を含めた知的財産戦略を、研究開発戦略等と一体的に推進していく必要がある（第4期科学技術基本計画本文）とされている。

スのグローバル化等を背景として、4つの柱（グローバル知財システムの構築、中小・ベンチャー企業の支援、デジタル・ネットワーク社会への対応、ソフトパワーの強化）を掲げた。

「標準化官民戦略」（2014年5月）、「日本再興戦略 2016」（2016年6月）では、戦略的な標準化を推進・加速することが掲げられている。産業技術総合研究所と民間企業とが連携して国際標準化活動を推進しているほか、国際標準化活動におけるアジア諸国との連携や、アジア諸国の積極的な参加を促進することを目的とした技術協力を行っている。

我が国の国際標準化活動は欧米諸国と比較しても遜色ない水準にあるものの、より迅速に標準化提案できる仕組み作りや、国際的活動ができる知財・標準化人材の育成が課題と認識されている¹³⁶。後者については経済産業省が大学・大学院向けの標準化関連カリキュラムの作成と配布を通じて、各大学・大学院における標準化講座の開講を支援している¹³⁷。

■「知的財産」の取り扱う範囲の拡大

企業活動のグローバル化やオープンイノベーションの進展に伴い、研究開発成果の権利化と秘匿化を適切に使い分ける「オープン・アンド・クローズ戦略」の重要性¹³⁸が増してきている。また、最近では、旧来の知的財産では捉えきれない事柄も増えてきている。例えば、ビッグデータ、IoT、AI等が産業や社会の中で大きな影響力を持つようになり、データ（情報）や営業秘密等の取扱いも重要となってきたため、「不正競争防止法改正」（営業秘密の保護強化、2015年）¹³⁹、「個人情報保護法改正」（匿名加工情報の新設、2015年）¹⁴⁰、「官民データ活用推進基本法¹⁴¹」（2016年）、「次世代医療基盤法」（匿名加工医療情報の新設、2017年）等の法律が施行された。またこれまでは「種苗法¹⁴²」で保護されてきた農作物等についても、名称を含めたブランドを守る目的で「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」（地理的表示法：GI法、2016年）¹⁴³が成立した。

¹³⁶ 経済産業省「大学等における標準化の学習機会拡大について」、知的財産戦略本部検証・評価・企画委員会 知財教育タスクフォース（第2回）（2016年3月7日）

¹³⁷ 31 大学・大学院が開講中（2016年4月25日時点）

¹³⁸ たとえば、知的財産戦略本部「知的財産政策ビジョン」（2013年6月7日）、p.29

¹³⁹ 2015年改正では、最近のネットワーク経由での不正増加を背景として、転得者や国外犯への範囲拡大、未遂行為や侵害品の譲渡・輸出入等の規制を加えた。その後、さらに2018年改正では、ID・パスワード等により限定して提供するデータの不正取得や技術的制限手段を回避するサービスの提供等を不正競争行為に位置付けた。

¹⁴⁰ 蓄積された個人情報を「匿名加工情報」に加工することによって、「ビッグデータ」として企業等が利用しやすくなった。一方、情報収集側には「利用目的の明示」、「第三者提供の際の本人同意」など、義務が細かく定められた。

¹⁴¹ 官民データの適正かつ効果的な活用を推進するために、基本計画を策定すること、推進戦略会議を設置すること等を定めた。

¹⁴² 農産種苗法（1947年）、種苗法（1978年）を経て、現行の種苗法（1998年）となった。植物の新品種に対する保護を定めている。登録者はその新品種を育成する権利（育成者権）を占有することができる。

¹⁴³ 特定の産地と品質等の面で結び付きのある農林水産物・食品等の製品の名称（地理的表示）を知的財産として保護する。運用は2017年6月開始。一般に農林水産物のブランド化のためには、品種登録（種苗法）や商標登録（商標法）の他、地理的表示（GI）、パッケージ等のデザイン（意匠法）、農業生産方法（特許法）など、様々な知的財産権を活用することができる。逆にいえば一つの農林水産物に対して多角的、包括的に権利化しておく必要があることを意味する。

西暦 (和暦)	戦略・政策		施策等(知的財産・標準化)	
	科学技術政策	関連政策	名称	概要
1993年 (平成5年) 以前	①1959年(S34年):科学技術会議 設置 ②1992年(H4年):科学技術政策大 綱の改正(閣議決定)			
1994年 (平成6年)				
1995年 (平成7年)	科学技術基本法		WTO/TBT協定、TRIPS協定	強制規格や適合性評価手続きの作成 や改正を行う際に、原則、国際規格 (ISO、IEC等)を基礎とすることを義務づ け(TBT協定)。知的財産権全般の 保護(TRIPS協定)。
1996年 (平成8年)	第1期科学技術基本計画(H8～12 年度)	●科学技術振興事業団 設立	WTO/政府調達協定	政府調達を行う際は、国際規格(ISO、 IEC等)を基礎とすることを義務づ け
1997年 (平成9年)				
1998年 (平成10年)	大学等技術移転促進法(TLO制度)			
	中央省庁等改革基本法			
1999年 (平成11年)	ものづくり基盤技術振興基本法(通 産省)			
	産業活力再生特別措置法(日本版 ハイ・ドール条項)			
2000年 (平成12年)	産業技術力強化法(通産省)			
	ものづくり基盤技術基本計画(通産 省)			
	行政改革大綱(閣議決定)			
2001年 (平成13年)	●科学技術政策担当大臣 設置	●経済産業研究所(RIETI) 設立	●日本工業標準調査会(JISC) 設立 (経産省)	工業標準化について調査審議を行う ほか、工業標準化の促進に関し、関係 各大臣の諮問に応じて答申、国際標 準化への対応を実施。
	●総合科学技術会議 設置	●産業技術総合研究所(AIST) 設 立		
	●文部科学省 設置			
	第2期科学技術基本計画(H13～17 年度)			

CRDS-FY2018-FR-06 国立研究開発法人科学技術振興機構 研究開発戦略センター

西暦 (和暦)	戦略・政策		施策等(知的財産・標準化)	
	科学技術政策	関連政策	名称	概要
2002年 (平成14年)	知的財産基本法(内閣官房)		知的財産基本法(内閣官房)	知的財産の創造、保護及び活用に関する基本事項と推進計画の作成、及び知的財産戦略本部の設置について定める。(2002年12月4日公布、2003年3月1日施行)
			●知的財産戦略会議 設置	知的財産戦略を早急に樹立し、その推進を図るため開催。出席者は内閣総理大臣他各閣僚及び有識者。
			知的財産戦略大綱(知的財産戦略会議)	知的財産創造のより一層の推進と、その適切な保護・活用により、経済・社会の活性化を目指す具体的な改革工程を提示。2005年度までを目途に集中的・計画的に実施。
			●知的財産戦略専門調査会(CSTP) 設置	知的財産の保護・活用に関する総合的な戦略について調査・検討を実施(H25年9月終了)。
			知的財産戦略について(CSTP)	「大学等における知的財産管理体制の充実」、「先端技術分野における知的財産法制の整備」、「人材育成等基盤整備」について提言(2009年まで毎年公表)。
2003年 (平成15年)	●研究開発戦略センター設立(科学技術振興機構) ●学術システム研究センター設立(日本学術振興会)		●知的財産戦略本部 設置(内閣官房)	知的財産基本法に基づいて、内閣官房に設置。
	地方独立行政法人法		知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画(知的財産戦略本部)	「知的財産立国」実現に向けた取組方針を提示。
	●科学技術振興機構(JST)、新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)、日本学術振興会(JSPS)、理化学研究所など独立行政法人化			
	国立大学法人法(文科省)			
2004年 (平成16年)	●国立大学・大学共同利用機関の法人化		知的財産推進計画2004(毎年公表)(知的財産戦略本部)	知的財産戦略本部(本部長:内閣総理大臣)において同計画を作成。
	日本学術会議法 一部改正(2005年施行)			
2005年 (平成17年)	地域再生法		●知的財産高等裁判所	東京高等裁判所に設置。特許権に関する訴訟事件や特許庁の審決に対する訴訟事件等を取り扱う。
2006年 (平成18年)	第3期科学技術基本計画(H18～22年度)	新経済成長戦略(経産省)	国際標準総合戦略(知財戦略本部)	国際標準に関する戦略。知的財産戦略本部が策定。
		教育基本法改正(文科省)	国際標準化戦略目標(経産省)	我が国発の国際標準提案件数を2015年までに倍増させることが記載。「国際標準化力」を経済力、科学技術水準に見合ったものとすることを目指す。
2007年 (平成19年)	長期戦略指針「イノベーション25」(閣議決定)	経済財政改革の基本方針2007(閣議決定)		

制度・事業(知的財産・標準化)		
名称	概要	担当省庁等
大学知的財産アドバイザー派遣事業	知的財産の管理体制が未整備な大学を対象に、知的財産の取扱いに精通した専門家を派遣 → H19/1月(独)工業所有権情報・研修館に移管、H22終了。9年間で全国60の大学を支援。	特許庁
国際技術獲得型研究開発 →H21募集終了■	戦略的情報通信研究開発推進制度(SCOPE)の一部。研究成果が国際標準に反映されるなど将来的に国際競争力の強化に資することを条件とした研究開発を実施 (H19国際競争力強化型研究開発)→H21募集終了■	総務省
大学知的財産本部整備事業 →H19募集終了■	大学等で生まれた研究成果の効果的な社会還元を図るため、大学等における知的財産の組織的な創出・管理・活用を図るモデル体制を整備 →H20:産学連携戦略展開事業に移行 [5年間43件採択]	文科省(振興局)
技術移転支援センター事業 →H23改称■	知的財産戦略大綱に則り、我が国として戦略的に知的財産の確保・活用の推進を図るため、大学等の優れた知的財産の権利化を支援する体制等を整備 (H23:知財活用支援事業に改称)	JST
大学における知的財産管理体制構築マニュアル	大学における知的財産活動の実践的な取組を示した、特許庁が公表するマニュアル。	特許庁
●任期付審査官制度	優れた専門知識を有する外部人材を、2004年度から2008年度の5年間で約500名増員、任期を限って審査官として採用。	特許庁
情報通信分野における戦略的な標準化活動の推進	グローバルな市場や技術発展の状況を踏まえつつ、情報通信技術の便益を利用者に適切に還元する観点から、戦略的に国際標準化活動を推進。	総務省
インターネットによる出願の導入	インターネットを利用した電子出願を導入し、電子出願全般について24時間365日の受付を開始。	特許庁
e-seeds.jp(イーシーズ)	インターネットを用いて大学等が公開している技術シーズ情報集の一元的な検索と企業による研究者等への直接アクセスを可能とするシステム(技術移転支援センター事業の一部)。J-STOREの一部として提供。	JST
新規分野・産業競争力強化型国際標準提案事業 →H20募集終了■	競争力強化に向け、サービスロボット等の新技術分野における国際標準の作成・提案を支援。(H21:社会環境整備・産業競争力強化型規格開発事業へ引継)	経産省
社会ニーズ対応型基準創成調査研究事業 →H20募集終了■	安全・安心に関する法律への技術基準の引用並びに高齢者・障害者配慮や環境保護等の社会ニーズに対応したJIS原案の作成・提案を支援。(H21:社会環境整備・産業競争力強化型規格開発事業へ引継)	経産省

西暦 (和暦)	戦略・政策		施策等(知的財産・標準化)	
	科学技術政策	関連政策	名称	概要
2008年 (平成20年)	革新的技術戦略(CSTP)	第1期教育振興基本計画(閣議決定)	知的財産戦略(CSTP)	大学等の知的財産環境の整備等、科学技術政策の観点から提言。
	研究開発力強化法(文科省)	新経済成長戦略のフォローアップ(経産省)		
2009年 (平成21年)		●行政刷新会議 設置(閣議決定)		
2010年 (平成22年)	科学・技術重要施策アクション・プラン(毎年策定)(CSTP)	新成長戦略(閣議決定)		
2011年 (平成23年)	第4期科学技術基本計画(H23～27年度)			
2012年 (平成24年)	大学改革実行プラン(文科省)	●行政刷新会議 廃止(閣議決定)	偽造品の取引の防止に関する協定(ACTA)	知的財産権の侵害、特に模倣品・海賊版の拡散に締約国が効果的に対処するための包括的な国際的な枠組み。
2013年 (平成25年)	科学技術イノベーション総合戦略(毎年決定)(CSTP)	第2期教育振興基本計画(閣議決定)	知的財産政策ビジョン(知財戦略本部)	今後10年程度を見据えた知的財産政策を策定。
	国立大学改革プラン(文科省)	日本再興戦略(閣議決定) 毎年改訂	知的財産政策に関する基本方針(閣議決定)	10年後を見据えて、グローバル知財、中小・ベンチャー企業の支援、デジタル対応、コンテンツ重視の4つの柱を軸とする。
	研究開発力強化法の一部改正	産業競争力強化法(経産省)		
		独立行政法人改革等に関する基本的な方針(閣議決定)		
2014年 (平成26年)	●総合科学技術・イノベーション会議 設置(総合科学技術会議から改組)	●技術戦略研究センター 設立(新エネルギー・産業技術総合開発機構)	標準化官民戦略(経産省)	官民の体制整備、世界に通用する認証基盤の強化、アジア諸国との連携強化等の具体策を記載。

制度・事業(知的財産・標準化)		
名称	概要	担当省庁等
産学官連携戦略展開事業 →H21募集終了■	大学等の知的財産戦略などを持続的に展開するため、主体的かつ多様な特色ある取組について、国公私立大学等を通じて支援(戦略展開プログラム、コーディネートプログラム)(大学の知的財産本部整備事業を引継、平成22年度:大学等産学官連携自立化促進プログラムに再編)	文科省
特許審査ハイウェイ本格実施(日米間)	特許審査ハイウェイは海外での早期権利取得を支援する特許庁間の国際審査協力の枠組み。日米の特許庁は、約1年半の試行を経て、2008年1月4日から本格実施。	特許庁
国際標準提案型研究事業 →H23名称変更、H24他事業へ引継■	科学技術基本計画における重点推進4分野を中心に、標準化のための追加的研究開発・検証試験から標準原案の作成、国際提案までを連続的かつ集中的に推進 →H23:経産省事業へ移行、H24:戦略的国際標準化加速事業に引継	NEDO
国際標準共同研究開発事業 →H24他事業へ引継■	標準化フィジビリティスタディから標準化のための研究開発、標準原案の作成・提案、国際提案後のフォローアップまでを官民等による共同プロジェクトにより一貫して計画的・重点的に推進(基準認証研究開発事業からの引き継ぎ)(H24:戦略的国際標準化加速事業に引継)	経産省
社会環境整備・産業競争力強化型規格開発事業 →H24募集終了■	技術データや関連技術情報の収集などを行い、関連企業や学識経験者、消費者等で構成される委員会において検討を進め、JIS原案の開発・提案等を行う。 →「H23社会環境整備型規格開発事業」へ改称。H25事業終了。	経産省
アジア基準認証推進事業 →H27募集終了■	我が国の技術が適正に評価される性能評価方法等について、アジア諸国と共同開発し、その評価方法等の国際標準化及び各国における認証力の向上支援。	経産省
大学等産学官連携自立化促進プログラム →H24募集終了■	産学官連携本部等の機能強化や、産学官連携コーディネーターの配置等の支援により、大学等が産学官連携活動を自立して実施できる環境を整備(産学官連携戦略展開事業を引継)	文科省
リサーチ・アドミニストレーター(URA)を育成・確保するシステムの整備 →H24募集終了、H25より他事業へ包含■	大学等において、研究資金の調達・管理、知財の管理・活用等の研究開発に知見のある人材を育成・確保する全国的なシステム整備を支援 →H25より「科学技術に関する人材の養成・活躍促進及び理解増進」事業に包含	文科省(科政局)
知財活用支援事業	「技術移転支援センター事業」(H15年開始)から名称変更。	JST
知的財産プロデューサー派遣事業	大型の公的資金による“産学官連携型”の研究開発プロジェクトを推進している大学または研究開発機関に、企業等において豊富な実務経験をもつ知的財産プロデューサーを派遣し、事業化出口を目指す知的財産戦略の策定や各種知財活動等をサポートする。	特許庁
戦略的国際標準化加速事業	標準化のための研究開発、実証データや関連技術情報の収集など作業項目を調整しつつ、複数の者による共同プロジェクトにより実施し、国際規格原案の作成・提案の実施を支援。H28までに296件の国際標準を発行済。	経産省
戦略的国際連携型研究開発推進事業 →H26改称■	研究開発成果の国際標準化や実用化を加速し、さらなるイノベーションの創出や我が国の国際競争力の強化、国民生活や社会経済の安全性・信頼性の向上等に資することを目的とし、日本の研究機関が外国の研究機関と共同で実施する研究開発課題の提案(欧州FP7への参加を前提とする)に対して研究開発の委託を行う。 →H26より「戦略的情報通信研究開発推進事業(国際連携型)」へ改称	総務省
高機能JIS等整備事業	先端技術や高機能材料や製品について、新市場創造・拡大を図るため、それらの試験方法や性能・特性に関するJISの開発を行う。	経産省

西暦 (和暦)	戦略・政策		施策等(知的財産・標準化)	
	科学技術政策	関連政策	名称	概要
	科学技術イノベーション総合戦略 2014	「独立行政法人通則法」改正(総務省)	新市場創造型標準化制度(経産省)	一企業や企業グループが業界団体を 経ず直接日本工業標準調査会(JISC) に諮ることで国際標準提案やJIS化を 迅速化する制度。2012年6月に創設さ れた「トップスタンダード制度」を拡充し たもの。
	国立大学法人法の一部改正	日本再興戦略2014(閣議決定)	特定農林水産物等の名称の保護に関 する法律(地理的表示(GI)保護法)	地域の特性が、品質等の特性に結び ついている産品について、その名称 (地理的表示)を知的財産として登録 し、保護する制度。(2014年6月25日公 布、2015年6月1日施行)
		●まち・ひと・しごと創生本部 設置		
		まち・ひと・しごと創生総合戦略(閣 議決定)		
2015年 (平成27年)	理工系人材育成戦略(文科省)	●国立研究開発法人日本医療研究 開発機構(AMED) 設立	不正競争防止法改正	営業秘密の保護強化、罰則の強化 等。
	科学技術イノベーション総合戦略 2015	国立研究開発法人制度	個人情報保護法改正	個人情報の定義、匿名加工情報の新 設等。
		日本再興戦略2015(閣議決定)		
		●外務省参与(外務大臣科学技術 顧問)の任命 ●科学技術外交推進会議 設置(外 務省)		
		第4次男女共同参画基本計画(閣議 決定)		
2016年 (平成28年)	第5期科学技術基本計画(H28～31 年度)	第4次国立大学法人等施設整備5か 年計画(H28～32年度)	官民データ活用推進基本法	「官民データ活用」の推進に関し、官民 データ活用推進基本計画等の策定 と、官民データ活用推進戦略会議を設 置する。
	国立大学法人法の一部改正	日本再興戦略2016(閣議決定)		
	科学技術イノベーション総合戦略 2016	●未来投資会議 設置(日本経済再 生本部)		
	●特定国立研究開発法人による研 究開発等の促進に関する特別措置 法(→理化学研、産技総研、物質・ 材料研究機構を指定)			
2017年 (平成29年)	科学技術イノベーション総合戦略 2017	未来投資戦略2017(閣議決定) 毎 年改訂	次世代医療基盤法	デジタル化した医療現場からアウトカ ムを含む多様なデータを大規模に収 集・利活用する仕組みを設けるもの。
	●指定国立大学法人 指定(東北 大、東大、京大)	まち・ひと・しごと創生総合戦略2017 (閣議決定)		

制度・事業(知的財産・標準化)		
名称	概要	担当省庁等
省エネルギーに関する国際標準の獲得・普及促進事業委託費(旧:省エネルギー等国際標準化・普及基盤事業)	省エネ技術・製品など我が国が強みを有する分野において、戦略的な国際標準化を進めるため、標準化に必要なデータ収集や、国際標準(ISO規格・IEC規格)案の開発及び提案、普及を見据えた試験・認証基盤の構築等を実施。	経産省
国際出願促進交付金	国際出願手数料等の一部について、我が国中小ベンチャー、小規模企業等を対象に補助。	経産省
中小企業等海外侵害対策支援事業	中小企業の海外での適時適切な産業財産権の権利行使を支援することを目的とし、ジェトロを通じて、模倣品対策、防衛型侵害対策等を支援。	経産省
中小企業等外国出願支援事業	中小企業等による戦略的な外国出願を促進するため、中小企業等の外国出願に係る費用を助成。	経産省
戦略的情報通信研究開発推進事業(国際連携型) →H27改称	「戦略的国際連携型研究開発推進事業」を改称。研究開発成果の国際標準化や実用化を加速し、さらなるイノベーションの創出や我が国の国際競争力の強化、国民生活や社会経済の安全性・信頼性の向上等に資することを目的とし、外国の研究機関と共同で研究開発を実施する日本の研究機関に対して研究開発の委託を行う。→H27「戦略的情報通信研究開発推進事業(国際標準獲得型)」へ改称。	総務省
戦略的情報通信研究開発推進事業(国際標準獲得型)	「戦略的国際連携型研究開発推進事業(国際連携型)」を改称。研究成果の国際標準化や実用化を加速し、さらなるイノベーションの創出等に資することを目的とし、外国の研究機関と共同で研究開発を実施する日本の研究機関に対して研究開発を委託。	総務省
新エネルギーに関する国際標準の獲得・普及促進事業委託費(旧:新エネルギー等国際標準化・普及基盤事業)	太陽光発電、風力発電、燃料電池、大型蓄電池の分野で、国際標準化に関する実証データ・関連技術情報を収集し、国際標準原案の開発・提案や、その過程で得られた知見をもとに普及を見据えた試験・認証基盤の構築等を実施。	経産省
標準化活用支援パートナーシップ制度(旧:新エネルギー等国際標準化・普及基盤事業)	中堅・中小企業等における標準化の戦略的活用を日本規格協会(JSA)に配備する「標準化アドバイザー」が支援。各地の金融機関や工業技術センター等155機関がパートナーとなっている(2019年1月28日現在)。	経産省
日本発知的財産活用ビジネス化支援事業	中堅・中小企業の知的財産を活用した新興国を含む海外での販路開拓やビジネス創出のため、技術流出に配慮しつつ国内外におけるセミナー等の開催や商談機会の提供等の支援。	経産省
地域中小企業知財支援力強化事業	地域特性に応じたきめ細かい中小企業等の知財支援のため、意欲の高い地域の支援機関等から先導的・先進的な知財支援の取組の実施を支援することにより、地域の知財支援体制の構築、連携強化を図る。	経産省
IoT共通基盤技術の確立・実証	本格的なIoT社会の到来を見据え、多種多様なIoT機器を簡単・便利・安全・効率的に活用する共通基盤技術を確立し、国際標準化を推進。	総務省
産学連携知的財産アドバイザー派遣事業	地域の中堅・中小企業等との連携や大学発スタートアップの創業等の産学連携・知財活動を展開する大学に知的財産の専門家である産学連携知的財産アドバイザーを派遣し、事業化を目指すプロジェクトの知的財産マネジメントを支援。	INPIT
データの利用権限に関する契約ガイドラインVer1.0(経産省)	知財とはならない「価値あるデータ」の利活用をすすめるため事業者間の契約のひな形を提示。	経産省

西暦 (和暦)	戦略・政策		施策等(知的財産・標準化)	
	科学技術政策	関連政策	名称	概要
2018年 (平成30年)	●指定国立大学法人 追加指定(東工大、名大) 未来投資戦略2018(閣議決定)			
	統合イノベーション戦略 策定(閣議決定)			
	●統合イノベーション戦略推進会議 設置(内閣府)			
	●指定国立大学法人 追加指定(阪大)			

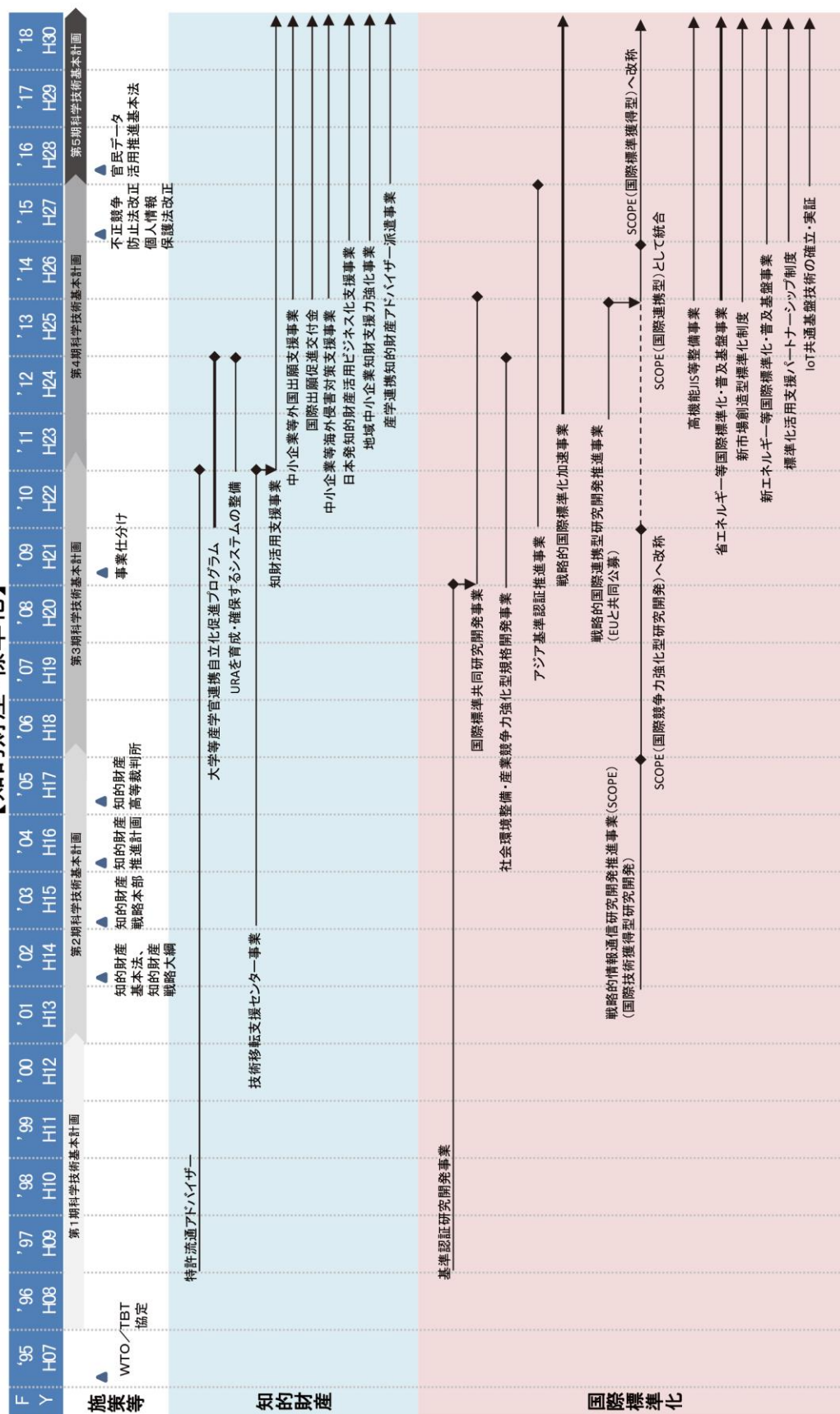
説明 ●:推進体制に関する事項、CSTP:総合科学技術会議

青:知的財産
赤:国際標準化

制度・事業(知的財産・標準化)		
名称	概要	担当省庁等

太斜字・下線:単年度予算が50億円以上の事業、太字:単年度予算が10～50億円の事業
■:募集終了／事業終了／改称／統合等

【知的財産・標準化】



——：単年度予算が50億円以上　——：単年度予算が50～10億円　——：単年度予算が10億円以下

◆：終了 ◆：終了
◆：繼續中 ◆：募集終了